#### 茨木市景観計画(変更) 概要版

### 1 概要

茨木市では、2004(H16)年の景観法の制定を受けて、2010(H22)年に景観行政団体となり、2012(H24)年に茨木市景観計画や茨木市景観条例を定めて、市民・事業者・行政の協働により良好な景観の形成を進めてきました。 この度、市の中心部において、文化・子育て複合施設「おにクル」の竣工やJR・阪急両駅前などの新たな拠点形成に向けた事業の進行にあわせて、各事業の効果を点から面へと波及させるため、歩きやすく、歩いて楽しく滞在や活動したく なるような魅力ある景観形成を進めるとともに、市域全域において、本市の特性を踏まえた屋外広告物の適正な規制・誘導を図り、茨木らしい魅力ある広告景観の実現を目指すにあたり、景観計画を変更します。

景観計画とは・・・・景観法に基づく、良好な景観の形成に関する行政計画であり、今後の景観行政の全体像を一つの計画書としてまとめたもの。本市の景観特性や目指すべき景観像、屋外広告物の表示に関する事項などを記載

# 2 目指す方向性

#### 歩きやすく、歩いて楽しく滞在や活動したくなるような魅力ある景観形成の推進

- ・人中心の居心地が良く、豊かさや幸せをもたらす思い思いの活動や過ごし方が、様々な主体により当たり前の ように繰り広げられる空間を目指す。
- ・安全に通行できる環境のほか、滞在や交流といった道路空間の利活用や沿道空間がよりまちに開かれた設え となる等の一体的な空間の質の向上を目指す。







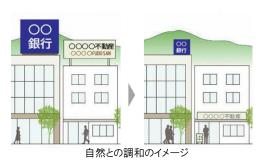
目指すべき通りの将来像

中央通りの将来イメージ

東西通りの将来イメージ

# 本市の特性を踏まえた、茨木らしい魅力ある広告景観の推進

- ・景観を構成する重要な要素の一つである屋外広告物について、自然と都市的な要素をあわせ持った茨木らしい 魅力ある広告景観の実現を目指す。
- ・景観計画の変更にあわせて、本市独自の条例・施行規則、ガイドラインの策定を行い、総合的に景観形成を推進する。





まちなみとの調和のイメージ

# 3 景観計画の変更内容

#### 良好な景観形成の方針、行為の制限に関する事項、景観重要公共施設の整備等に関する事項を変更

### 6章 良好な景観形成の方針<にぎわい景観形成地区>

- ・歩きたくなる空間を形成するため、歩行者等に配慮した、低層部の開放性や夜間景観の演出、まちなみの連続性 等を誘導します。
- ・居心地が良く滞在でき、ゆとりの感じられるまちなみを形成するため、建築物等の前面にオープンスペースを確保 します。 を追加

# 7章 行為の制限に関する事項<にぎわい景観形成地区>

- ○形態、意匠・・商業施設の低層部は、通りに面して、十分な開口部を確保し、ショーウインドーの設置や透過性 の高いシャッターを設けるなどまちの賑わいに配慮する。
- ○色彩 ・東西通りの沿道では、落ち着きの感じられる色彩とし、周辺の景観と調和させる。 ○照明 ・商業施設の外部から視認できる照明は、電球色に近い温かみが感じられる色温度を基本とし、
  - 魅力ある夜間景観の演出に努める。
- ○緑化、外構・・中央通りの沿道では、まちを華やかに彩る植栽の設置等に努める。
  - ・東西通りの沿道では、緑豊かな景観を形成する植栽の設置等に努める。
  - ・建築物等の前面にあるオープンスペースは、歩道との間に段差を設けないように努める。

などを追加

などを追加

# 10章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の許可の基準

- ○景観重要公共施設に、「中央通り・東西通り」を指定
- ○整備の方針
  - ・中央通りは、人々の活動や交流に配慮した親しみやすい道路空間の形成に努めます。
  - ・東西通りは、うるおいと落ち着きある雰囲気を形成するにふさわしい、洗練された道路空間の形成に努めます。
- ○占用等に関する許可の基準
  - ・バス停留所の上屋、電線共同溝地上機器等は周辺の景観と調和した統一感のある色彩やデザインとします。

# 良好な景観形成を図るための屋外広告物の基本的な考え方、方針を変更

# 9章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

- ○屋外広告物の表示等に関する基本的な考え方
- ・屋外広告物が持つ情報伝達手段という特性や経済活動への影響を考慮に入れつつ、目指すべき広告景観に 沿った屋外広告物の適正化や質の向上を図ることを通じて、地域の個性が際立つ良好な景観形成の実現を 目指します。

目指すべき広告景観 「自然とまちに調和し、心づかいの感じられる 広告景観づくり」

- ○屋外広告物の表示等に関する行為の制限の方針
- ・茨木らしい広告景観を実現するために、市全域を対象に、本市独自の屋外広告物条例及び同施行規則を制定し、 規制内容を定めるとともに、屋外広告物ガイドラインを作成し、広告景観の質的な向上を誘導します。
- 市民・事業者による地域独自のルールづくりを推奨し、地域の特性を活かした広告景観の維持・増進を目指します。
- ・茨木らしい広告景観の実現の観点から、「自然との調和」「まちなみとの調和」について重視したものとし、自然景観 や市街地景観、歴史的景観、沿道景観等、地域やまちなみの多様な特性に応じた規制・誘導を行います。
- ・本市の屋外広告物は用途地域に応じた掲出であるため、用途地域に応じた規制区分を基本とし、規制・誘導を 行います。
- ・景観形成地区においては、茨木市のシンボルと言える景観を有し、より良好な景観形成を誘導していくべき地区で あることから、屋外広告物においてもより一層の配慮を求めた規制・誘導を行うものとし、許可申請前に事前協議を 実施します。
- ・中心市街地においては、ウォーカブル(歩行者中心)の視点のもと、まちなみの賑わい形成や連続性に配慮した 屋外広告物の規制・誘導を行います。

などを追加